

平成 27 年 10 月 16 日

産業競争力強化法に基づく新事業活動計画を認定しました

経済産業省は、本日、ソニーセミコンダクタ、カンサンの 2 事業者から提出された、産業競争力強化法に基づく「新事業活動計画」を認定しました。
当該計画は、半導体製造に用いるガス容器の検査において、超音波検査の新たな手法を導入するものです。
容器の再検査に要するコスト・期間を大幅に削減するこの取組により、産業競争力の強化が図られることが期待されます。

1. 「企業実証特例制度」の活用について

産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」は、企業単位で規制の特例措置を適用する制度です。民間企業が新事業活動を行うために必要となる規制改革を政府に要望し、政府において、事業・規制所管両大臣による検討・協議を経て、特例措置の可否を判断するものです。

昨年 1 月 27 日付けで、同法第 8 条に基づき、半導体製造に用いる高純度ガス容器の再検査について、超音波検査等を導入するための特例措置を設けるとの要望が提出されたことを受け、事業所管かつ規制所管である経済産業省において検討を進めた結果、同年 4 月 24 日に、新たな規制の特例措置を創設しました。

新事業活動計画の認定は、この規制の特例措置を活用して、新事業活動を実施するために必要となります。

2. 「新事業活動計画」の認定とその概要について

2 事業者(ソニーセミコンダクタ、カンサン)から申請のあった、高純度ガス容器の再検査において、超音波検査の新たな手法を活用する「新事業活動計画」について、同法第 10 条第 4 項の規定に基づき審査を行いました。

その結果、同法第 2 条第 3 項に規定する新事業活動を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「新事業活動計画」の認定を行いました。2 事業者は、これにより、新たな規制の特例措置を活用することが可能となり、新事業活動を実行できるようになります。(詳細は、別紙 1 及び別紙 2 を参照ください。)

3. 新事業活動計画の実施時期

開始時期 平成 27 年 10 月 ～ 終了時期 平成 29 年 3 月

4. 申請者の概要

名 称:ソニーセミコンダクタ株式会社

資 本 金:242.5 億円

代 表 者:代表執行役社長 上田康弘

本社所在地:熊本県菊池郡菊陽町大字原水 4000 番地 1

名 称:カンサン株式会社

資 本 金:1 億 5,000 万円

代 表 者:取締役社長 堀口靖之

本社所在地:群馬県渋川市中村 1118 番地

(参考)法律・関連する支援制度の詳細は、下記特設 URL をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局デバイス産業戦略室長 田中

担当者: 小泉、清野

電話:03-3501-1511(内線 3981~3987) / 03-3501-6944(直通)

商務情報政策局商務流通保安グループ高圧ガス保安室長 矢島

担当者: 中西、今井

電話:03-3501-1511(内線 4952~4955) / 03-3501-1706(直通)